

**「令和３年度 京都市民営保育園等における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金」
補助対象事業例**

第１号事業の例
○ 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金 ○ 通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当 ○ 感染症対策のため、新たに非常勤職員を雇上した場合の賃金 ※ 慰労金は対象とはなりません。 ※ 感染症対策を行った職員に係る人件費に充ててください。必ずしも給与規程の変更を行うことを求めるものではありませんが、職員に支給方法や算定方法等を周知するなど、透明性の確保にご留意ください。 ○ 職員の研修受講に係る受講料，交通費。外部講師を招く場合の講演料 ○ 施設の感染防止対策一環として，感染症対策を行う職員個人が必要とする物品等の購入費用 （例）手荒れ防止用のハンドクリーム，帽子，ゴーグル，エプロン，手袋，ウェストポーチ，ガウン，タオルなど<u>職員の個人所有となるもの</u> ※ 施設宛の領収証の添付が必要となります。

第２号事業	
対象経費として認められる例	対象経費として認められない例
マスク，フェイスシールド 消毒用エタノール，非アルコール系消毒液 体温計，空気清浄機・加湿器 液体せっけん，うがい薬，ペーパータオル 施設消毒経費 消毒液生成機器（次亜塩素酸水生成装置など）及び 消毒液生成用材料（精製塩など） 施設内隔離用物品（セパレータ，カーテンなど） 空間除菌関連商品（クレベリン等） 使い捨てビニール手袋，ゴム手袋 ソーシャルディスタンス確保のための机等 換気促進のための扇風機 換気対策のためのＣＯ２濃度測定器 空間除菌のできる LED 照明（※） など <u>施設所有となる備品</u>	食品 被服 おむつ 布団 新型コロナウイルス対策とは関係ない医薬品（風邪薬，絆創膏，切り傷用消毒液など） 空気清浄機・加湿器を除く一般的な家電製品 （電子レンジ，冷蔵庫，洗濯機，テレビなど） 冷暖房器具，調理器具，食器類 オキシメーター 工事費用，その他「備品購入費用」として認められないもの

※通常の LED 照明ではなく，空間除菌のできる LED 照明であることが確認できる資料を添付してください
 なお，同じ空間には別の空間除菌機器（空気清浄機等）を配置していない旨，概要がわかる資料に記載が必要です。